

五条川通所リハビリセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人生寿会が開設する五条川通所リハビリセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | 五条川通所リハビリセンター |
| (2) 所在地 | 愛知県清須市春日新堀 33 番地 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- (1) 管理者 1 人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

【共通】

- | | |
|--------|-------|
| ・医師 | 1 人以上 |
| ・管理栄養士 | 1 人以上 |

- ・事務職 1人以上

【1 単位目】

- ・看護師若しくは准看護師 1人以上
- ・介護職 5人以上
- ・理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 3人以上

【2 単位目】

- ・介護職 2人以上
- ・理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 1人以上

【3 単位目】

- ・看護師若しくは准看護師 1人以上
- ・介護職 3人以上
- ・理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 1人以上

【4 単位目】

- ・看護師若しくは准看護師 1人以上
- ・介護職 3人以上
- ・理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 3人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日は除く。5月の連休(4月29日、5月3日～5月5日、振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)については、その都度営業日を定め、事前に利用者及び居宅介護支援事業者へ連絡することとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分とする。

(3) サービス提供時間

単 位	時 間
・1 単位目 (長時間 : 3F)	午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分
・2 単位目 (短時間 : 1F)	午前 8 時 45 分～午前 10 時 00 分
・3 単位目 (短時間 : 1F)	午前 10 時 15 分～午前 11 時 45 分
・4 単位目 (短時間 : 1F)	午後 2 時 40 分～午後 4 時 10 分

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1 単位目 60 人
- (2) 2 単位目 25 人
- (3) 3 単位目 25 人
- (4) 4 単位目 25 人

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) リハビリテーション
 - (2) 入浴（一般浴、特別浴、1 時間以上 2 時間未満の利用者除く）
 - (3) 食事の提供（1 時間以上 2 時間未満の利用者除く）
 - (4) 健康チェック
 - (5) 送迎
- 2 食費は、709 円を徴収する。
- 3 おむつ代は、尿取りパッド 44 円/枚、紙オムツ 199 円/枚、パンツ型紙オムツ 223 円/枚を徴収する。
- 4 日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、清須市、稲沢市及び北名古屋市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。
- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止のための措置)

第 10 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができる)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図

ること。

②ステーションにおける虐待の防止のための運用指針を整備すること。

③ステーションにおいて、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- ・この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- ・この規程は、平成17年8月22日から改定する。
- ・この規程は、平成19年3月1日から改定する。
- ・この規程は、平成20年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成22年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成23年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成24年3月1日から改定する。
- ・この規程は、平成25年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成26年2月1日から改定する。
- ・この規程は、平成26年4月1日から改定する。
- ・この規程は、平成26年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成27年6月1日から改定する。
- ・この規程は、平成28年4月1日から改定する。
- ・この規程は、平成29年6月1日から改定する。

- ・この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。